

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-003-01

処 分 の 名 称	手数料の減免（秦野市手数料条例によるもの）	
根拠法令・条例等名	秦野市手数料条例	
条 項	第4条	
所 管 部 課 等	部課等名	政策部 財政課
	電話番号	0463-82-5116
基 準	法令基準	<p>第4条のとおり</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、別表第1及び別表第2に定める手数料を徴収しない。</p> <p>(1) 法令の規定により無料で取扱いをしなければならないとき。</p> <p>(2) 国又は他の地方公共団体から請求があったとき。</p> <p>(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により扶助を受けている世帯に属しているか、又はそれに準じる世帯に属している者から請求があったとき。</p> <p>(4) 火災、自然災害等による被害の事実に関する証明書の発行の申請があったとき。</p> <p>2 市長は、特に必要があると認めるときは、規則で定めるところにより手数料を免除し、又は減額することができる。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定（当該事務の所管課等にて判断するため）
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-007-01

処 分 の 名 称		情報公開請求に対する決定
根拠法令・条例等名		秦野市情報公開条例
条 項		第 1 0 条
所 管 部 課 等	部課等名	総務部文書法制課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 5 1 1 9
基 準	法令基準	秦野市情報公開条例5条から8条まで及び秦野市情報公開条例施行規則第7条の2 内容は別紙のとおり
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合 はその理由)	請求日の翌日から起算して15日以内
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

## 秦野市情報公開条例

(公開請求の手続)

第5条 公開請求をしようとするものは、次に掲げる事項を記載した公開請求書を実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 公開請求をしようとする行政情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

(行政情報を公開する義務)

第6条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る行政情報に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求書を提出したもの(以下「公開請求者」という。)に対し、その行政情報を公開しなければならない。

- (1) 個人に関する情報(事業を営む個人のその事業に関する情報を除く。)で、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の著作権その他の知的財産権を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令又は条例(以下「法令等」という。)の規定により何人にも、縦覧、閲覧又は謄本、抄本等の交付が認められている情報
  - イ 慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
  - ウ 公務員等(国家公務員、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)の役員及び職員、地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)の職務の遂行に関する情報のうち、その公務員等の職及びその職務遂行の内容に係る部分。ただし、その公務員等の職に係る部分を公開することにより、その公務員等の個人の権利利益を不当に害すると認められる場合にあつては、その部分を除く。
  - エ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの
  - オ 人の生命、健康、名誉、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

カ 本市の事務又は事業に関して開催された会議等に出席した法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)の従業者(その法人等の管理職以上の職にある者に限る。)のその会議等に関する情報のうち、その法人等の従業者の職及び氏名に係る部分。ただし、その法人等の従業者の職又は氏名に係る部分を公開することにより、その法人等の従業者の個人の権利利益を不当に害すると認められる場合にあっては、その部分を除く。

(2) 法人等に関する情報又は事業を営む個人のその事業に関する情報で、公開することによりその法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、人の生命、健康、名誉、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。

(3) 本市の機関内部若しくは機関相互又は本市の機関と国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人(以下「国等」という。)との間における審議、検討又は協議に関する情報で、公開することにより率直な意見の交換若しくは自由な意思決定が不当に損なわれると認められるもの、不当に市民の間に混乱を生じさせると認められるもの又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(4) 本市又は国等が行う事務又は事業に関する情報で、公開することにより次に掲げる支障を生じると認められるものその他その事務又は事業の性質上、その事務又は事業の適正な遂行を不当に妨げると認められるもの

ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関して、正確な事実の把握を困難にするもの又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするもの

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関して、本市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するもの

ウ 調査研究に係る事務に関して、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するもの

エ 人事管理に係る事務に関して、公正かつ円滑な人事の確保を不当に阻害するもの

オ 本市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関して、その企業経営上の正当な利益を害するもの

- (5) 公開しないとの条件で実施機関に提供された情報で、その個人又は法人等における通例として公開しないこととされているものその他のその条件を付することがその情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの。ただし、人の生命、健康、名誉、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
- (6) 法令等の規定その他実施機関が法律上従う義務を有する国又は神奈川県の実務からの指示により公開することができないとされている情報
- (7) 公開することにより人の生命、身体、財産又は社会的地位の保護、犯罪の予防その他の公共の安全及び秩序の維持に支障が生じると認められる情報

(部分公開の実施)

第7条 実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報とそれ以外の情報とが記録されている場合において、その非公開情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、その公開請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離することができるときは、その非公開情報が記録されている部分を除いて、その行政情報を公開しなければならない。

2 公開請求に係る行政情報に前条第1号に該当する情報(特定の個人が識別され、又は識別され得るものに限る。)が記録されている場合において、その情報のうち、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなる記述等を除くことにより、公開しても、個人の著作権その他の知的財産権が害されると認められないときは、その部分を除いた部分を同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(裁量的公開の実施)

第8条 実施機関は、公開請求に係る行政情報に非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、その行政情報を公開することができる。

## 秦野市情報公開条例施行規則

(死者等に係る行政情報の公開の実施)

第7条の2 市長は、条例第8条に規定する場合で、その行政情報が死者又は法人その他の団体若しくは事業を営む個人のその事業に関するものであるときは、次の各号に掲げる公開請求者の区分に応じ、それぞれの各号に定める行政情報を公開することができるものとする。

- (1) 死者の法定代理人であった者 その死者に関する行政情報
  - (2) 死者の相続人 その死者に関する行政情報のうち、財産、不法行為による損害賠償請求権その他の被相続人である死者を相続したことを原因として取得した権利義務に関する情報
  - (3) 死者の配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、2親等以内の血族又は死者と同居し、死者を扶養し、若しくは死者が扶養する養子であった者 その死者に関する行政情報のうち、その死者の診療報酬請求明細書、介護記録等及び慰謝料請求権、遺贈その他のその死者の死に起因して相続以外の原因により取得した権利義務その他死者の人格的利益に関する情報
  - (4) 法人その他の団体の代表者若しくは代理人又は事業を営む個人 法人その他の団体に関する行政情報又は事業を営む個人のその事業に関する行政情報
- 2 前項の規定による公開の実施を受けようとする者は、公開請求書を提出する際に、第4条第3項各号のいずれかに掲げる書類のほか、前項各号のいずれかに該当する者であることを証明する書類を提出し、又は提示しなければならない。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-009-01

処 分 の 名 称		行政財産の目的外使用に係る使用料の減免	
根拠法令・条例等名		秦野市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例	
条 項		第9条	
所 管 部 課 等		部課等名	総務部財産管理課
		電話番号	0463-82-5124
基 準	法令基準	<p>秦野市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例 (使用料の減免)</p> <p>第9条 土地又は建物の使用目的が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料及び第6条に規定する加算金の全部又は一部を減免することができる。</p> <p>(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に使用するとき。</p> <p>(2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のために使用するとき。</p> <p>(3) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急用の施設として使用するとき。</p> <p>(4) 前3号のほか、市長が特に必要と認めるとき。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 申請ごとに事実関係の認定等に難易差があり（特に新規申請）、 一律に定めることが困難であるため	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-009-02

処 分 の 名 称		庁舎等の使用の許可	
根拠法令・条例等名		秦野市庁舎管理規則	
条 項		第 1 5 条	
所 管 部 課 等		部課等名	総務部財産管理課
		電話番号	0463-82-5124
基 準	法令基準	別紙のとおり	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 申請ごとに事実関係の認定等に難易差があり（特に新規申請）、 一律に定めることが困難であるため	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

## 秦野市庁舎管理規則

(閉扉中の出入り)

第8条 閉扉中に不特定の職員等が出入りする庁舎の管理責任者は、その庁舎の通用出入口に入退庁時間記録簿（第1号様式）を備えておかなければならない。

2 閉扉中に庁舎に出入りしようとする職員等は、定められた事項を入退庁時間記録簿に記入しなければならない。

3 管理責任者は、前項の入退庁記録簿の内容について、閉扉後速やかに確認しなければならない。

(火器の使用制限)

第10条 庁舎等において暖房器その他の火器を使用する者は、あらかじめ火器使用承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、火器使用承認（不承認）決定通知書（第4号様式）を発行するものとする。

(許可を必要とする行為)

第15条 庁舎等において次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、あらかじめ庁舎等使用許可申請書（第10号様式）を市長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、軽易なものと認めるときは、口頭によることができる。

(1) 物品の販売、宣伝、チラシ類の配布、勧誘、寄附の募集その他これらに類する行為をすること。

(2) ポスター、看板、旗、幕その他これらに類するものを掲示し、又は張り付けること。

(3) 集会を開催し、又は集団で庁舎等に入ること。

(4) 一時的に工作物を設置し、又は物品を置くことにより庁舎等の一部を占有すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の管理上市長が必要と認めること。

2 市長は、前項の許可をする場合において、庁舎等の管理上必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、庁舎等使用許可（不許可）決定通知書（第11号様式）を発行するものとする。ただし、許可する場合においては、掲示承認印（第12号様式）をポスター等に押すことをも

って庁舎等使用許可（不許可）決定通知書の発行に代えることができる。

（禁止行為）

第16条 何人も、庁舎等において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 拡声器の使用、放歌高唱等により静穏を害し、又は座り込み、立ちふさがり、練り歩きその他通行の妨害となる行為をすること。
- (2) 面会の強要、乱暴な言動又は嫌悪の情を催す行為をすること。
- (3) 金品の寄附を強要し、又は押売をすること。
- (4) 銃砲刀剣類、爆発物その他の危険物を持ち込むこと。
- (5) 爆発又は引火のおそれのあるものの付近その他指定された場所以外のところにおいて火気を取り扱うこと。
- (6) 指定された場所以外の場所で喫煙すること。
- (7) 建物及び物品を汚損し、又は損傷すること。
- (8) 指定された場所以外の場所に自動車、自転車等を置くこと。
- (9) 汚物、紙片等を散乱させ、又は投棄すること。
- (10) 職務上関係のない者が事務室に立ち入ること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が禁止を必要と認めた行為をすること。

（違反者等に対する措置）

第17条 市長、管理責任者又は管理者は、次の各号のいずれかに該当する者又はそのおそれが明らかである者に対し、庁舎等への出入りを拒否し、許可若しくは承認を取り消し、又は行為の禁止、退去若しくは物品の撤去を命じることができる。この場合において、物品を撤去しないときは、自らこれを撤去し、又は搬出することができる。

- (1) 第8条の規定による入退庁記録の記入を拒んだ者
- (2) 第10条の規定に違反した者
- (3) 第15条第2項の規定により付された条件又は指示された事項に違反した者
- (4) 前条の規定に違反した者

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-009-03

処 分 の 名 称		火器の使用の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市庁舎管理規則	
条 項		第 1 0 条	
所 管 部 課 等		部課等名	総務部財産管理課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 5 1 2 4
基 準	法令基準	<p>秦野市庁舎管理規則                      (火器の使用制限)                      第 1 0 条 庁舎等において暖房器その他の火器を使用する者は、あらかじめ火器使用承認申請書(第 3 号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。                      2 市長は、前項の規定による申請があったときは、火器使用承認(不承認)決定通知書(第 4 号様式)を発行するものとする。                      【不承認の判断】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用予定の火器が、安全装置等を欠き、火災その他の事故発生の危険性が高いと認められるとき</li> <li>・使用の目的、方法、期間または使用環境等からみて、火災発生等の危険が高いと認められるとき</li> <li>・その他、市が火災等の発生のおそれがあると認めるとき</li> </ul>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 申請後速やかに手続きを進める	
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-015-01

処 分 の 名 称		常時駐車の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例	
条 項		第3条	
所 管 部 課 等		部課等名	地域安全課
		電話番号	0463-82-9625
基 準	法令基準	<p>秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例第3条第1項及び秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例施行規則第2条、第4条第3条 常時駐車をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した承認申請書を市長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。</p> <p>(1) 住所                  (2) 氏名                  (3) 年齢                  (4) 通勤先又は通学先                  (5) 駐車を必要とする理由                  (6) 駐車をしようとする期間                  (7) その他必要と認める事項</p> <p>第2条 常時駐車をしようとする者は、条例第3条第1項に掲げる事項を記入した秦野市道自転車駐車施設常時駐車申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>第4条 常時駐車の申請者数が、常時駐車の自転車駐車施設数を超えたときは、次に掲げる事項を考慮し、市長がその申請者の利用順序を定めるものとする。</p> <p>(1) 身体の障害等                  (2) 秦野市民                  (3) 継続利用                  (4) 交通事情                  (5) 距離                  (6) その他常時駐車を必要とする理由</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	利用承認については、翌年度の利用は前年度3月中に、当該年度 の利用は速やかに承認の可否を決定しているため。
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-015-02

処 分 の 名 称		手数料の還付	
根拠法令・条例等名		秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例	
条 項		第7条	
所 管 部 課 等		部課等名	地域安全課
		電話番号	0463-82-9625
基 準	法令基準	<p>秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例第7条第1項及び秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例施行規則第10条</p> <p>第7条 既納の手数料は、これを還付しない。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市長は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責任によらない理由により、利用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 規則で定める期日までに、利用の取消しを届け出たとき。</p> <p>(3) その他市長が必要と認めるとき。</p> <p>第10条 条例第7条ただし書の規定による常時駐車の手数料の還付の額は、別表第1に定める額とする。</p> <p>2 条例第7条第1項第1号の規定に該当するときは、市長の定める日を還付の額の計算の起算日とする。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	還付については都度対応するもので期限がないため。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-015-03

処 分 の 名 称	手数料の減免	
根拠法令・条例等名	秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例	
条 項	第8条	
所 管 部 課 等	部課等名	地域安全課
	電話番号	0463-82-9625
基 準	法令基準	<p>秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例第8条及び秦野市道自転車駐車施設の利用に関する条例施行規則第11条</p> <p>第8条 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、手数料を減免することができる。</p> <p>(1) 利用の目的が、公共又は公益上によるとき。</p> <p>(2) 利用者の責任によらない理由により、利用することができなくなったとき。</p> <p>(3) その他市長が必要と認めるとき。</p> <p>第11条 条例第8条各号の規定による減免の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 条例第8条第1号の規定によるときは、全額とする。</p> <p>(2) 条例第8条第2号の規定によるときは、自転車駐車施設を利用することができなくなった日数に応じる手数料の額とし、前条の規定を準用する。この場合において、「還付の額」とあるのは「減免の額」とする。</p> <p>(3) 条例第8条第3号の規定によるときは、全額とする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	減免については、利用承認申請と同時の提出については、翌年度の利用は前年度3月中に、当該年度の利用は速やかに、いずれも利用承認の可否と同時に可否を決定しているため。 利用期間中の申請については都度対応するもので期限がないため。
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-018-01

処 分 の 名 称		ほうらい会館の使用の承認(変更承認)	
根拠法令・条例等名		秦野市ほうらい会館条例	
条 項		第4条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	市民相談人権課
		電話番号	81-8310
基 準	法令基準	<p>ほうらい会館条例第5条 (使用の制限) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ほうらい会館の使用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設又は附属設備若しくは器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) 営利を目的とした事業を行うものと認めるとき。 (4) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (5) その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ほうらい会館への入場を拒み、又は退場を命じることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき (2) 凶器等危険物を所持し、他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがあると認めるとき</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請当日及び使用日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-018-02

処 分 の 名 称	ほうらい会館の使用の還付	
根拠法令・条例等名	秦野市ほうらい会館条例	
条 項	第8条	
所 管 部 課 等	部課等名	市民相談人権課
	電話番号	81-8310
基 準	法令基準	<p>ほうらい会館条例第8条                      (使用料等の不還付)                      第8条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用の承認を受けたもの(以下「使用者」という。)の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。                      (2) 市長が、公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。                      (3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請当日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-018-03

処 分 の 名 称	ほうらい会館の使用料減免	
根拠法令・条例等名	秦野市ほうらい会館条例	
条 項	第9条	
所 管 部 課 等	部課等名	市民相談人権課
	電話番号	81-8310
基 準	法令基準	<p>ほうらい会館施行規則第11条第3項各号</p> <p>(1) 本市が事業支援する、社会教育に係る団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。</p> <p>(2) 本市で活動する、社会福祉に係る団体、子育て支援に係る団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。</p> <p>(3) 前2号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>(4) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するときは、免除する。</p> <p>(5) 前号に掲げる高等学校及び大学以外の高等学校又は大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>(6) 市内の中学校又は高等学校(これらに準じる学校を含む。)が部活動として使用するときは、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請日の属する年度内
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-018-04

処 分 の 名 称	ほうらい会館の使用の取消し(変更)	
根拠法令・条例等名	秦野市ほうらい会館条例施行規則	
条 項	第 8 条	
所 管 部 課 等	部課等名	市民相談人権課
	電話番号	81-8310
基 準	法令基準	<p>ほうらい会館条例施行規則第 8 条第 2 項に規定する変更の基準については、使用の承認を準用する。</p> <p>ほうらい会館条例第 5 条 (使用の制限)</p> <p>第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ほうらい会館の使用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設又は附属設備若しくは器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 営利を目的とした事業を行うものと認めるとき。</p> <p>(4) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(5) その他管理上支障があると認めるとき。</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、ほうらい会館への入場を拒み、又は退場を命じることができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認める者</p> <p>(2) 凶器等危険物を所持し、他人に迷惑をかけ、又は危害を及ぼすおそれがあると認める者</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請当日及び使用日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-018-05

処 分 の 名 称	専門相談の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市犯罪被害者等総合支援事業実施規則	
条 項	第 3 9 条	
所 管 部 課 等	部課等名	市民相談人権課
	電話番号	82-5128
基 準	法令基準	<p>秦野市犯罪被害者等総合支援事業実施規則 (法律相談の対象者)</p> <p>第32条 法律相談の実施の対象とする者は、犯罪被害者又は犯罪被害者の家族若しくは遺族で市民である者のうち、相談内容が次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 犯罪被害の届出又は告訴に関する事。</p> <p>(2) 警察又は検察庁における犯罪被害者等の事情聴取、捜査状況等に関する事。</p> <p>(3) 刑事裁判、示談、損害賠償請求等に関する事。</p> <p>(4) 検察審査会、被害者等通知制度等に関する事。</p> <p>(5) 誹謗中傷に対する対策等、二次被害の防止に関する事。</p> <p>(6) 犯罪被害者等給付金、弁護士費用の扶助その他の経済的支援に関する事。</p> <p>(7) その他市長が必要と認める事項に関する事。</p> <p>2 同一の犯罪被害について、既に法律相談を利用した者の他の家族又は遺族が新たに法律相談を利用することはできない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。</p> <p>(専門相談の実施の制限)</p> <p>第37条 市長は、専門相談(第31条に規定する法律相談及び第34条に規定するカウンセリングをいう。以下同じ。)の対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、専門相談を実施しないことができる。</p> <p>(1) 犯罪被害者又は次条の規定により専門相談の申込みをする者(以下この章において「申込者」という。)が犯罪を誘発したときその他犯罪被害について、犯罪被害者又は申込者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。</p> <p>(2) 犯罪被害者又はその家族若しくは遺族と加害者との関係その他の事情から判断して、専門相談を実施することが社会通念上適切でないとき。</p> <p>(3) 犯罪被害者又は申込者が秦野市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等であるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-019-01

処 分 の 名 称		使用の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市立公民館条例	
条 項		第 4 条 第 1 項	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部生涯学習課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 2
基 準	法令基準	<p>秦野市立公民館条例第 5 条                      (使用の制限)                      第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、公民館の使用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。                      (2) 施設、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。                      (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。                      (4) その他管理上支障があると認めるとき。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p>秦野市立公民館条例施行規則第 8 条 第 1 項に「申請があったときは、直ちに審査して、その可否を決定し」とあることから申請受付後即時処理を行っている。</p>	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-019-02

処 分 の 名 称	使用料の還付	
根拠法令・条例等名	秦野市立公民館条例	
条 項	第 8 条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部生涯学習課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 2
基 準	法令基準	<p>秦野市立公民館条例 (使用料等の不還付) 第8条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 教育長が、公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。</p> <p>(3) その他教育長が相当の理由があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 還付に関する事務処理及び会計処理に1ヶ月前後かかるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-019-03

処 分 の 名 称		使用料等の減免	
根拠法令・条例等名		秦野市立公民館条例	
条 項		第 9 条 第 2 項	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部生涯学習課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 2
基 準	法令基準	秦野市立公民館条例施行規則第 1 2 条 内容は別紙のとおり(別添：様式 1 別紙【使用料等の減免】)	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請後その場で処理し、通知を行っている。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

## ○秦野市立公民館条例施行規則

第12条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、使用申請書を提出する際に、秦野市立公民館使用料減免申請書（第11号様式）に必要な書類を添えて、教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ、その可否を決定し、秦野市立公民館使用料減免承認通知書（第12号様式）又は秦野市立公民館使用料減免不承認通知書（第13号様式）により使用者に通知するものとする。

3 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 本市が事業支援する、社会教育に係る団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するとき、免除する。

(2) 本市で活動する、社会福祉に係る団体、子育て支援に係る団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するとき、免除する。

(3) 前2号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するとき、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額（50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。）とする。

(4) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するとき、免除する。

(5) 前号に掲げる高等学校及び大学以外の高等学校又は大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するとき、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額（50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。）とする。

(6) 市内の中学校又は高等学校（これらに準じる学校を含む。）が部活動として使用するとき、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。ただし、この場合において、第4条に規定する使用の抽選の申込みをすることはできないものとする。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-019-04

処 分 の 名 称		現状変更等の承認
根拠法令・条例等名		秦野市文化財保護条例
条 項		第11条
所 管 部 課 等		部課等名 文化スポーツ部生涯学習課
		電話番号 0463-87-9581
基 準	法令基準	(現状変更等の制限) 第11条 指定重要文化財および指定史跡、名勝、天然記念物の現状を変更しようとするとき市の区域外に移そうとするとき、またはその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめその事由を具して教育委員会の承認を得なければならない。 2 教育委員会は前項の承認をする場合、同項の現状変更等の行為に関し必要な指示をすることができる。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (事実関係の設定に難易差があり、期間設定が困難であるため。)
	更新日	令和8年3月31日
備 考		現状変更等の行為等が文化財に与える影響は、事例ごとに相違するもので、文化財を保護するためには、個々の事例において適切な判断をする必要がある。そのため、画一的または有効で合理的な基準を設定することは困難である。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-020-01

処 分 の 名 称	サンライフ鶴巻の使用の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市立サンライフ鶴巻条例	
条 項	第 4 条 第 1 項	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 5
基 準	法令基準	<p>【秦野市立サンライフ鶴巻条例第5条】                      (使用の制限)                      第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、サンライフ鶴巻の使用を承認しない。                      (1) 危険物を使用する催して、災害が発生するおそれがあると認めるとき。                      (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。                      (3) サンライフ鶴巻の建物、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。                      (4) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。                      (5) その他市長が管理上支障があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-020-02

処 分 の 名 称	サンライフ鶴巻の使用料等の還付	
根拠法令・条例等名	秦野市立サンライフ鶴巻条例	
条 項	第9条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課
	電話番号	0463-84-2795
基 準	法令基準	<p>【秦野市立サンライフ鶴巻条例第9条】</p> <p>既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 市長が、公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。</p> <p>(3) 使用者が、規則で定める期日までに使用の取消し又は変更の申出をしたとき。</p> <p>(4) その他市長が相当の理由があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-020-03

処 分 の 名 称	サンライフ鶴巻の使用料等の減免	
根拠法令・条例等名	秦野市立サンライフ鶴巻条例	
条 項	第 8 条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 5
基 準	法令基準	秦野市立サンライフ鶴巻条例施行規則第 1 0 条～1 1 条 内容は別紙のとおり(別添：様式 1 別紙【サンライフ鶴巻の使用料等の減免】)
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

## 秦野市立サンライフ鶴巻条例施行規則

(地域貢献券と使用料)

第10条 秦野市地域貢献券の交付等に関する規則（平成19年秦野市規則第25号）に規定する地域貢献券の交付を受けた者は、それを係員に提出することにより、1枚当たり200円に換算して使用料（共用区分に係る施設のうち、体育室、創作活動室及びトレーニングルームの使用に係るものに限る。）の納付に代えることができる。

(はだのっ子応援券と使用料)

第10条の2 秦野市はだのっ子応援券の交付に関する規則（平成29年秦野市規則第37号）に規定するはだのっ子応援券の交付を受けたものは、それを係員に提出することにより、使用料に2分の1を乗じて得た額（50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とし、10,000円を限度とする。）に換算して使用料（専用区分に係る施設の使用に係るものに限る。）の納付に代えることができる。

(使用料の減免の手続等)

第11条 条例第8条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、第5条の使用承認申請書を提出する際に、サンライフ鶴巻使用料減免申請書（第9号様式）に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ、その可否を決定し、サンライフ鶴巻使用料減免承認通知書（第10号様式）又はサンライフ鶴巻使用料減免不承認通知書（第11号様式）により使用者に通知するものとする。

3 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 本市が事業支援する、社会教育に係る団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。

(2) 本市で活動する、社会福祉に係る団体、子育て支援に係る団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。

- (3) 前2号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するとき、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額（50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。）とする。
- (4) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するとき、免除する。
- (5) 前号に掲げる高等学校及び大学以外の高等学校又は大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するとき、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額（50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。）とする。
- (6) 市内の中学校又は高等学校（これらに準じる学校を含む。）が部活動として使用するとき、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。ただし、この場合において、第4条の2に規定する使用の抽選の申込みをすることはできないものとする。
- (7) 国又は神奈川県が実施する事業は、免除する。
- (8) その他使用の目的が公益上によるときは、免除し、又は減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-020-04

処 分 の 名 称	サンライフ鶴巻の特別の設備等の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市立サンライフ鶴巻条例	
条 項	第 1 2 条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 5
基 準	法令基準	【秦野市立サンライフ鶴巻条例第 1 2 条】 使用者は、サンライフ鶴巻の使用に当たっては、特別の設備をし、又は備付けの設備を変更することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-020-05

処 分 の 名 称	サンライフ鶴巻の原状回復義務の免除の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市立サンライフ鶴巻条例	
条 項	第 2 4 条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 5
基 準	法令基準	【秦野市立サンライフ鶴巻条例第 2 4 条】 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-020-06

処 分 の 名 称	サンライフ鶴巻の使用の取消し・変更の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市立サンライフ鶴巻条例施行規則	
条 項	第7条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課
	電話番号	0463-84-2795
基 準	法令基準	<p>【秦野市立サンライフ鶴巻条例施行規則第7条】</p> <p>使用者は、サンライフ鶴巻の使用を取り消し、又は使用時間若しくは使用内容を変更しようとするときは、サンライフ鶴巻使用取消・変更承認申請書(第7号様式)に交付されたサンライフ鶴巻使用承認通知書及びサンライフ鶴巻使用料領収書を添えて、使用する日の5日前までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その可否を決定し、サンライフ鶴巻使用取消・変更承認(不承認)通知書(第8号様式)により使用者に通知するものとする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-020-07

処 分 の 名 称	はだの丹沢クライミングパークのボルダリング施設の使用の承認	
根拠法令・条例等名	はだの丹沢クライミングパーク条例	
条 項	第 4 条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 5
基 準	法令基準	<p>【はだの丹沢クライミングパーク条例第4条】</p> <p>ボルダリング施設の共用使用に係る市長の承認は、その使用料の納付があったときに行われたものとする。</p> <p>2 ボルダリング施設を専用使用しようとするものは、規則で定める期間内に申請をし、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、クライミングパークの管理及び運営上必要があると認めるときは、使用の承認に条件を付することができる。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-020-08

処 分 の 名 称	はだの丹沢クライミングパークの使用料等の減免	
根拠法令・条例等名	はだの丹沢クライミングパーク条例	
条 項	第 6 条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 5
基 準	法令基準	<p>【はだの丹沢クライミングパーク条例第6条】 市長は、規則で定めるところにより使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【はだの丹沢クライミングパーク条例施行規則第8条】 内容は別紙のとおり(別添：様式1別紙【はだの丹沢クライミングパークの使用料等の減免】)</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

## ○はだの丹沢クライミングパーク条例施行規則

(使用料減免の申請手続、基準等)

第8条 条例第6条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、はだの丹沢クライミングパーク使用料減免申請書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、はだの丹沢クライミングパーク使用料減免承認(不承認)通知書(第5号様式)により申請者に通知する。

3 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 本市が事業支援する社会教育に関係する団体又は公共的団体が、公益性のある事業のために使用するとき、免除する。
- (2) 本市又は指定管理者(条例第15条第1項に規定する指定管理者をいう。)が主催する事業のために使用するとき、免除する。
- (3) 前2号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するとき、使用料に2分の1を乗じて得た額を減額する。
- (4) 高等学校の生徒又は大学の学生(これに準じる者を含む。)が共用で使用するとき、1時間単位で使用する場合にあっては1時間当たり200円を、1日単位で使用する場合にあっては600円を減額する。
- (5) 市内の小学校、中学校、高等学校又は本市と提携事業を実施する大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するとき、免除する。
- (6) 前号に掲げる小学校、中学校、高等学校及び大学以外の小学校、中学校、高等学校又は大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するとき、使用料に2分の1を乗じて得た額を減額する。
- (7) 市内の中学校又は高等学校(これらに準じる学校を含む。)が部活動として使用するとき、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。
- (8) 国又は神奈川県が実施する事業のために使用するとき、免除する。
- (9) 国又は神奈川県の競技団体において強化選手として指定された者であって、施設の目的を達成するために市長が必要と認めるものが使用するとき、免除する。
- (10) 半面のみ専用使用するとき、使用料に2分の1を乗じて得た額を減額する。

- (11) その他使用の目的が公益上によるときは、免除し、又は使用料に2分の1を乗じて得た額を減額する。
  - (12) 第3号、第6号、第10号及び前号の規定により使用料を減額する額を算定する場合において、50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる前項の規定により使用料を減額し、又は免除するときは、それぞれの各号に定める手続により第1項の減免申請書の提出及び第2項の減免承認通知書による通知を省略する。
- (1) 第4号 高等学校の生徒又は大学の学生（これに準じる者を含む。）であることを証する書類の提示を受け、係員が確認すること。
  - (2) 第9号 国又は神奈川県内の競技団体において強化選手として指定された者から本人確認書類の提示を受け、係員が確認すること。
  - (3) 第10号 使用承認申請書により半面の専用使用の申請を受け、その使用を承認すること。

（遵守事項）

第9条 入場者は、クライミングパークにおいて次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 小学校の児童又は中学校の生徒のみでボルダリング施設を使用しないこと。
- (2) 承認されたもの以外の施設、附属設備、器具等を使用しないこと。
- (3) 承認を受けずに附属設備、器具等をボルダリング施設の外に持ち出さないこと。
- (4) 承認を受けずに火気を使用しないこと。
- (5) 承認を受けずに張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。
- (6) 危険物を持ち込まないこと。
- (7) 定められた場所以外で喫煙しないこと。
- (8) 騒音若しくは怒声を発し、又は暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (9) その他係員の指示に従うこと。

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-020-09

処 分 の 名 称	はだの丹沢クライミングパークの使用料等の還付	
根拠法令・条例等名	はだの丹沢クライミングパーク条例	
条 項	第 7 条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 5
基 準	法令基準	【はだの丹沢クライミングパーク条例第7条】 既納の使用料等は、還付しない。ただし、使用者の責めに帰することができない理由により使用することができなくなったときは、その全額又は一部を還付することができる。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-020-10

処 分 の 名 称	はだの丹沢クライミングパークの特別の設備等の承認	
根拠法令・条例等名	はだの丹沢クライミングパーク条例	
条 項	第 1 1 条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 5
基 準	法令基準	【はだの丹沢クライミングパーク条例第 1 1 条】 使用者は、ボルダリング施設の使用に当たっては、特別の設備をし、又は備付けの設備を変更することができない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-020-11

処 分 の 名 称	はだの丹沢クライミングパークの原状回復義務の免除の承認	
根拠法令・条例等名	はだの丹沢クライミングパーク条例	
条 項	第 2 5 条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 5
基 準	法令基準	【はだの丹沢クライミングパーク条例第25条】 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		12-020-12
処 分 の 名 称	学校開放のための照明施設の使用の許可	
根拠法令・条例等名	秦野市学校開放のための照明施設に関する条例	
条 項	第 4 条 第 1 項	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 5
基 準	法令基準	<p>【秦野市学校開放のための照明施設に関する条例第 5 条】                      (使用の制限)                      第 5 条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、照明施設の使用を許可することができない。                      (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。                      (2) 照明施設又はそれに付随する設備を損傷するおそれがあると認めるとき。                      (3) その他管理上支障があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-020-13

処 分 の 名 称		学校開放のための照明施設使用料の還付
根拠法令・条例等名		秦野市学校開放のための照明施設に関する条例
条 項		第 7 条
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 5
基 準	法令基準	<p>【秦野市学校開放のための照明施設に関する条例第7条】</p> <p>既に納付された使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用の許可を受けた団体の責に帰すことができない理由により使用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 使用の許可を受けた団体が使用する日の5日前までに使用の取消し又は変更の申出をし、教育長がこれを認めたとき。</p> <p>(3) 教育長が公益上その他やむを得ない理由により使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更したとき。</p> <p>(4) その他教育長が相当の理由があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-020-14

処 分 の 名 称	学校開放のための照明施設使用料の免除	
根拠法令・条例等名	秦野市学校開放のための照明施設に関する条例	
条 項	第 8 条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部スポーツ推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 4 - 2 7 9 5
基 準	法令基準	【秦野市学校開放のための照明施設に関する条例第 8 条】 第 6 条 第 1 項 の 規 定 に か か わ ら ず、教 育 長 は、特 別 の 理 由 が あ る と 認 め る と き は、使 用 料 を 免 除 す る こ と が で き る。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		12-021-01
処 分 の 名 称	観覧料の還付	
根拠法令・条例等名	秦野市立宮永岳彦記念美術館条例	
条 項	第 6 条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部文化振興課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 3 0 9
基 準	法令基準	秦野市立宮永岳彦記念美術館条例 第6条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、観覧者の責めに帰することができない理由により観覧することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 施設使用に係る軽微な申請であり、迅速に処理できるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-021-02

処 分 の 名 称		市民ギャラリーの使用の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市立宮永岳彦記念美術館条例	
条 項		第 7 条	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部文化振興課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 3 0 9
基 準	法令基準	<p>秦野市立宮永岳彦記念美術館条例</p> <p>第7条 市民ギャラリーを専用して使用しようとするものは、規則で定める期間内に申請をし、市長による承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、宮永美術館の管理及び運営上必要があると認めるときは、前項の使用の承認に条件を付することができる。</p> <p>第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市民ギャラリーの使用を承認しない。</p> <p>(1) 危険物を使用する催して、災害が発生するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 宮永美術館の建物、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれのある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(5) その他市長が管理及び運営上支障があると認めるとき。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 施設使用に係る軽微な申請であり、迅速に処理できるため。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-021-03

処 分 の 名 称	使用料の減免	
根拠法令・条例等名	秦野市立宮永岳彦記念美術館条例	
条 項	第 1 3 条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部文化振興課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 3 0 9
基 準	法令基準	<p>秦野市立宮永岳彦記念美術館条例 第13条 市長は、規則で定めるところにより使用料及び利用料(次条において「使用料等」という。)を減額し、又は免除することができる。</p> <p>秦野市立宮永岳彦記念美術館条例施行規則 第12条 3 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。 (1) 本市が事業支援する、社会教育に関係する団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。 (2) 本市で活動する、社会福祉に関係する団体、子育て支援に関係する団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。 (3) 前2号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。 (4) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するときは、免除する。 (5) 前号に掲げる高等学校及び大学以外の高等学校又は大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。 (6) 市内の中学校又は高等学校(これらに準じる学校を含む。)が部活動として使用するときは、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 施設使用に係る軽微な申請であり、迅速に処理できるため。
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-021-04

処 分 の 名 称	使用料等の還付	
根拠法令・条例等名	秦野市立宮永岳彦記念美術館条例	
条 項	第 1 4 条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部文化振興課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 3 0 9
基 準	法令基準	<p>第14条 第6条の規定は、使用料等について準用する。この場合において、同条中「観覧料」とあるのは「使用料等」と、「観覧者」とあるのは「使用者」と、「観覧する」とあるのは「使用する」と読み替えるものとする。</p> <p>第6条 既納の観覧料は、還付しない。ただし、観覧者の責めに帰することができない理由により観覧することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 施設使用に係る軽微な申請であり、迅速に処理できるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-021-05

処 分 の 名 称		特別の設備等の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市立宮永岳彦記念美術館条例	
条 項		第 1 5 条	
所 管 部 課 等		部課等名	文化スポーツ部文化振興課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 3 0 9
基 準	法令基準	秦野市立宮永岳彦記念美術館条例 第15条 使用者は、市民ギャラリーの使用に当たり、特別の設備をし、又は備付けの設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 個別の案件ごとに処理期間が異なるため。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-021-06

処 分 の 名 称	原状回復義務の免除の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市立宮永岳彦記念美術館条例	
条 項	第 1 6 条 第 1 項	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部文化振興課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 3 0 9
基 準	法令基準	秦野市立宮永岳彦記念美術館条例 第16条第1項 使用者は、市民ギャラリーの使用を終了したとき、又は前条の規定により特別の設備をし、若しくは備付けの設備の変更をしたときは、使用後直ちに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 個別の案件ごとに処理期間が異なるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-021-07

処 分 の 名 称	使用期間の特例の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市立宮永岳彦記念美術館条例施行規則	
条 項	第 5 条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部文化振興課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 3 0 9
基 準	法令基準	秦野市立宮永岳彦記念美術館条例施行規則 第5条 市民ギャラリーの使用期間は、同一のものが引き続いて14日を超えることができない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 個別の案件ごとに処理期間が異なるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-021-08

処 分 の 名 称	使用の取消し・変更の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市立宮永岳彦記念美術館条例施行規則	
条 項	第 1 0 条 第 2 項	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部文化振興課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 3 0 9
基 準	法令基準	<p>秦野市立宮永岳彦記念美術館条例施行規則                      (使用の取消し及び変更の手続)                      第10条 使用者は、市民ギャラリーの使用を取り消し、又は使用時間若しくは使用内容を変更しようとするときは、市民ギャラリー使用取消・変更承認申請書(第5号様式)を、既に交付された使用承認通知書を添えて、使用する日の前日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その可否を決定し、市民ギャラリー使用取消・変更承認(不承認)通知書(第6号様式)により使用者に通知するものとする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 施設使用に係る軽微な申請であり、迅速に処理できるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-021-09

処 分 の 名 称	使用の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市文化会館条例	
条 項	第4条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部文化振興課
	電話番号	0463-86-6309
基 準	法令基準	<p>秦野市文化会館条例</p> <p>第4条 文化会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、文化会館の管理及び運営上必要があると認めるときは、前項の使用の承認に条件を付することができる。</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、文化会館の使用を承認しない。</p> <p>(1) 危険物を使用する催しもので、災害発生のおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 文化会館の建物又は付属設備若しくは器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(5) その他市長が支障があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 施設使用に係る軽微な申請であり、迅速に処理できるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-021-10

処 分 の 名 称		使用料等の還付
根拠法令・条例等名		秦野市文化会館条例
条 項		第8条
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部文化振興課
	電話番号	0463-86-6309
基 準	法令基準	文化会館条例 第8条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。 (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。 (2) 市長が、公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。 (3) 使用者が、使用を開始する前に使用の取り消し、又は変更の申出をし、市長がこれを承認したとき。 (4) その他市長が相当の理由があると認めるとき。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 施設使用料に係る軽微な申請であり、迅速に処理できるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-021-11

処 分 の 名 称	使用料等の減免	
根拠法令・条例等名	秦野市文化会館条例	
条 項	第9条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部文化振興課
	電話番号	0463-86-6309
基準	法令基準	<p>秦野市文化会館条例施行規則</p> <p>第10条 条例第9条の規定により使用料等の減免を受けようとするものは、第5条の使用承認申請書を提出する際に、秦野市文化会館使用料等減免申請書(第15号様式)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。ただし、第3項第4号に該当する場合は、この限りでない。</p> <p>2 市長は、前項本文の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、その可否を決定し、秦野市文化会館使用料等減免決定通知書(第16号様式)により使用者に通知するものとする。</p> <p>3 使用料等の減免の基準は、次に定めるとおりとする。ただし、条例別表に規定する入場料等の最高額が1名当たり1,000円を超えて徴収するときは、減免しないものとする。</p> <p>(1) 本市が事業支援する、社会教育に係る団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。</p> <p>(2) 本市又は指定管理者(条例第18条第1項に規定する指定管理者をいう。第4号において同じ。)が主催する事業(指定管理者が共催する事業で、公演日当日に係るものを含む。)のために使用するときは、免除する。</p> <p>(3) 本市で活動する、社会福祉に係る団体、子育て支援に係る団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。</p> <p>(4) 前3号に掲げる事業以外で、本市又は指定管理者が共催する事業のために使用するときは、減額し、その額は、使用料等に2分の1を乗じて得た額(50円未満の端数が生じたときはその端数を切</p>

基準	法令基準	<p>り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。)とする。</p> <p>(5) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するときは、免除する。</p> <p>(6) 前号に掲げる高等学校及び大学以外の高等学校又は大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するときは、減額し、その額は、使用料等に2分の1を乗じて得た額(50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。)とする。</p> <p>(7) 市内の中学校又は高等学校(これらに準じる学校を含む。)が部活動として使用するときは、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。</p> <p>(8) 国又は神奈川県が芸術文化の振興を図るために主催して使用するときは、減額し、その額は、使用料等に2分の1を乗じて得た額(50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。)とする。</p> <p>(9) その他使用の目的が公益上による場合で市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、その額は、使用料等に10分の3を乗じて得た額(50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。)とする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準処理期間	期間 (未設定の場合はその理由)	未設定 施設使用の減免に係る軽微な申請であり、迅速に処理できるため。
	更新日	令和8年3月31日
備考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-021-12

処 分 の 名 称		特別の設備等の承認
根拠法令・条例等名		秦野市文化会館条例
条 項		第12条
所 管 部 課 等		部課等名 文化スポーツ部文化振興課
		電話番号 0463-86-6309
基 準	法令基準	文化会館条例 第12条 使用者は、文化会館の使用にあたっては、特別の設備をし、又は既存の設備を変更することはできない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 個別の案件ごとに処理期間が異なるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-021-13

処 分 の 名 称	原状回復義務の免除の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市文化会館条例	
条 項	第28条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部文化振興課
	電話番号	0463-86-6309
基 準	法令基準	文化会館条例 第28条 指定管理者は、その指定期間が満了したとき又は前条の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなけれならぬ。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 個別の案件ごとに処理期間が異なるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-021-14

処 分 の 名 称	使用の取消し・変更の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市文化会館条例施行規則	
条 項	第8条第2項	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部文化振興課
	電話番号	0463-86-6309
基 準	法令基準	<p>秦野市文化会館条例施行規則                      第8条 使用者が、文化会館の使用を取り消し、又は使用時間若しくは使用内容を変更しようとするときは、次に掲げる期日までに秦野市文化会館使用取消し・変更承認申請書(第11号様式)に交付された秦野市文化会館使用承認書及び秦野市文化会館附属設備等利用承認書兼領収書並びに秦野市文化会館使用料領収書を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>(1) 大ホール、小ホール、楽屋、シャワー室、浴室、リハーサル室及び主催者事務室については、使用日の7日前まで                      (2) 展示室、会議室及び練習室については、使用日の前日まで                      (3) 附属設備及び貸出物品については、利用日の7日前まで。ただし、展示室、会議室及び練習室における附属設備、器具等については、使用日の前日まで</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査のうえ、その可否を決定し、秦野市文化会館使用取消し・変更承認決定通知書(第12号様式)により使用者に通知するものとする。この場合において、使用時間又は使用内容の変更を承認したことにより既納の使用料又は利用料(以下「使用料等」という。)に不足を生じたときは、その不足分を直ちに納付させるものとする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 施設使用に係る軽微な申請であり、迅速に処理できるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-021-15

処 分 の 名 称	使用時間の延長・繰上げの承認	
根拠法令・条例等名	秦野市文化会館条例施行規則	
条 項	第12条第2項	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部文化振興課
	電話番号	0463-86-6309
基 準	法令基準	<p>秦野市文化会館条例施行規則</p> <p>第12条 使用者が、使用時間の延長又は繰上げの承認を受けようとするときは、使用時間終了又は使用時間開始の1時間前までに、秦野市文化会館使用時間延長・繰上げ承認申請書(第18号様式)に交付された秦野市文化会館使用承認書及び秦野市附属設備等使用承認書兼領収書並びに秦野市文化会館使用料領収書を添えて、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定による申請があったときは、直ちに内容を審査のうえ、その可否を決定し、秦野市施設使用時間延長・繰上げ承認書兼領収書(第19号様式)により使用者に通知するものとする。この場合において、使用時間の延長又は繰上げを承認したときは、その延長又は繰上げの時間に係る使用料を直ちに納付させるものとする。</p> <p>3 文化会館の使用時間の延長及び繰上げは、1時間を限度とする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 施設使用に係る軽微な申請であり、迅速に処理できるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-021-16

処 分 の 名 称	物品販売行為等の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市文化会館条例施行規則	
条 項	第20条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部文化振興課
	電話番号	0463-86-6309
基 準	法令基準	<p>秦野市文化会館条例</p> <p>第4条 文化会館を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、文化会館の管理及び運営上必要があると認めたときは、前項の使用の承認に条件を付することができる。</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、文化会館の使用を承認しない。</p> <p>(1) 危険物を使用する催しもので、災害発生のおそれがあると認めたとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。</p> <p>(3) 文化会館の建物又は付属設備若しくは器具等を損傷するおそれがあると認めたとき。</p> <p>(4) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。</p> <p>(5) その他市長が支障があると認めたとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 施設使用に係る軽微な申請であり、迅速に処理できるため。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-022-01

処 分 の 名 称	視聴覚室の使用の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市立図書館条例	
条 項	第4条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部 図書館
	電話番号	0463-81-7012
基 準	法令基準	<p>秦野市立図書館条例第5条 (使用の制限) 第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当するときは、視聴覚室の使用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (2) 施設、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (4) その他管理上支障があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p>秦野市立図書館条例施行規則第20条第1項において「教育長は、前条の規定により申請があったときは、直ちに審査して、その可否を決定し、視聴覚室使用承認(不承認)通知書(第6号様式)を申請者に交付する。」と定めているため。</p>
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-022-02

処 分 の 名 称	使用料等の還付	
根拠法令・条例等名	秦野市立図書館条例	
条 項	第8条	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部 図書館
	電話番号	0463-81-7012
基 準	法令基準	<p>秦野市立図書館条例第8条ただし書き (使用料等の不還付) 第8条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 教育長が、公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。</p> <p>(3) その他教育長が相当の理由があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p>秦野市立図書館条例施行規則第26条において「第26条 教育長は、条例第11条の規定により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させるときは、視聴覚室使用承認取消・中止・変更通知書(第12号様式)により、直ちにその旨を使用者に通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。」と定めているため。</p>
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-022-03

処 分 の 名 称	使用料等の減免	
根拠法令・条例等名	秦野市立図書館条例	
条 項	第9条第2項	
所 管 部 課 等	部課等名	文化スポーツ部 図書館
	電話番号	0463-81-7012
基 準	法令基準	<p>秦野市立図書館条例第25条第3項各号の規程による。</p> <p>3 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 本市が事業支援する、社会教育に関係する団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。</p> <p>(2) 本市で活動する、社会福祉に関係する団体、子育て支援に関係する団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。</p> <p>(3) 前2号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>(4) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するときは、免除する。</p> <p>(5) 前号に掲げる高等学校及び大学以外の高等学校又は大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額とする。</p> <p>(6) 市内の中学校又は高等学校(これらに準じる学校を含む。)が部活動として使用するときは、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	秦野市立図書館条例施行規則第20条第1項において「教育長は、前条の規定により申請があったときは、直ちに審査して、その可否を決定し、視聴覚室使用承認(不承認)通知書(第6号様式)を申請者に交付する。」と定めているため。
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-022-04

処 分 の 名 称		使用の許可
根拠法令・条例等名		秦野市視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する規則
条 項		第 7 条
所 管 部 課 等		部課等名 文化スポーツ部 図書館
		電話番号 0463-81-7012
基 準	法令基準	<p>秦野市視聴覚ライブラリーの設置及び運営に関する規則第7条第3項の規定による。</p> <p>第7条</p> <p>3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可をしないものとする。</p> <p>(1) 公共の福祉を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(2) 視聴覚教具又は教材を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) 特定の宗教活動及び政治活動に使用されるおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) その他教育委員会が適当でないと認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	<p>視聴覚ライブラリー機材等の貸し出しに当たっては、第5条に定めるとおり視聴覚団体登録を要する。そもそも、本登録は第4条にあてはまる団体のみを対象としており、第7条第3項に定める不許可の事例が発生することは稀であり、使用申請に伴う使用許可証の交付も行っていない。よって、申請の時点で許可が降りることが前提となっていることから、処理期限等も定めていないものである。</p>
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-023-01

処 分 の 名 称	災害弔慰金の支給	
根拠法令・条例等名	秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例	
条 項	第 3 条	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部地域共生推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 2
基 準	法令基準	<p>秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例 (支給手続)</p> <p>第 6 条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところによりその支給を行うものとする。</p> <p>2 市長は、災害弔慰金の支給について、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 (法第三条第一項に規定する政令で定める災害)</p> <p>第 1 条 災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「法」という。)</p> <p>第 3 条第 1 項に規定する政令で定める災害は、一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内において生じた住居の被害が内閣総理大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めるものとする。</p> <p>2 前項の規定により内閣総理大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法(昭和 2 2 年法律第 1 1 8 号)による救助(以下「救助」という。)を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるものであつてはならない。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-023-02

処 分 の 名 称	災害障害見舞金の支給の決定	
根拠法令・条例等名	秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例	
条 項	第7条	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部地域共生推進課
	電話番号	0463-82-7392
基 準	法令基準	<p>秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例 (準用) 第9条 第6条の規定は、災害障害見舞金について準用する。 秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例 (支給手続) 第6条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところによりその支給を行うものとする。 2 市長は、災害弔慰金の支給について、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する法律施行令 (法第三条第一項に規定する政令で定める災害) 第1条 災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「法」という。) 第3条第1項に規定する政令で定める災害は、一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内において生じた住居の被害が内閣総理大臣が定める程度以上の災害その他これに準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めるものとする。 2 前項の規定により内閣総理大臣が定める住居の被害の程度は、住居の被害が生じたことにより災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助(以下「救助」という。)を行うことができる最小の災害の当該住居の被害の程度を超えるものであつてはならない。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-023-03

処 分 の 名 称		災害援護資金の貸付けの決定	
根拠法令・条例等名		秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例	
条 項		第10条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部地域共生推進課
		電話番号	0463-82-7392
基 準	法令基準	秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第5条から第9条まで 内容は別紙のとおり(別添：様式I別紙【(災害援護資金の貸付けの決定)】)	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

## 様式1別紙【(災害援護資金の貸付けの決定)】

(借入れの申込)

第5条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
  - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び償還の方法
  - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
  - (4) 保証人となるべき者に関する事項(保証人を立てる場合に限る。)
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養費の概算額を記載した診断書
  - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市区町村に居住していた借入申込者にあっては、世帯の前年の所得に関するその市区町村長の証明書
  - (3) その他市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、災害援護資金借入申込書をその者の被災の日の属す月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第6条 市長は、災害援護資金借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討のうえ、世帯の被害の状況、所得その他必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第7条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けることを決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(第5号様式)により借入申込者に通知するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けないことを決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(第6号様式)により借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第8条 災害援護資金貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに災害援護資金借用書(第7号様式)に印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、保証人を立てるときは、災害援護資金借用書に保証人が連署し、その者の印鑑証明書を併せて提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第9条 市長は、災害援護資金借用書の提出と引き換えに貸付金を交付するものとする。

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-023-04

処 分 の 名 称		償還金の支払猶予の承認
根拠法令・条例等名		秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則
条 項		第11条第2項
所 管 部 課 等		部課等名 福祉部地域共生推進課
		電話番号 0463-82-7392
基 準	法令基準	秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第11条第2項から同条第3項まで (償還金の支払猶予) 第11条 2 市長は、支払の猶予を認めることを決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(第10号様式)により、その借受人に通知するものとする。 3 市長は、支払の猶予を認めないことを決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(第11号様式)により、その借受人に通知するものとする。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-023-05

処 分 の 名 称		違約金の支払免除の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	
条 項		第14条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部地域共生推進課
		電話番号	0463-82-7392
基 準	法令基準	<p>秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第14条第2項から同条第3項まで (違約金の支払免除) 第14条 2 市長は、違約金の支払免除を認めることを決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(第13号様式)により、その借受人に通知するものとする。 3 市長は、支払免除を認めないことを決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(第14号様式)により、その借受人に通知するものとする。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-023-06

処 分 の 名 称		災害援護資金の償還免除の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	
条 項		第15条第2項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部地域共生推進課
		電話番号	0463-82-7392
基 準	法令基準	<p>秦野市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則第15条第2項から同条第4項まで (償還免除) 第15条 2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。</p> <p>(1) 借受人の死亡を証する書類 (2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する医師の診断書又は身体障害者手帳 (3) 借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類</p> <p>3 市長は、償還の免除を認めることを決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(第16号様式)により、その償還免除申請者に通知するものとする。</p> <p>4 市長は、償還の免除を認めないことを決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(第17号様式)により、その償還免除申請者に通知するものとする。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-023-07

処 分 の 名 称	保健福祉センターの使用の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市保健福祉センター条例	
条 項	第 4 条 第 1 項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部地域共生推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 2
基 準	法令基準	<p>保健福祉センターの使用の承認は、秦野市保健福祉センター条例施行規則第 4 条の要件を満たし、かつ、秦野市保健福祉センター条例第 5 条の全てに該当しないことが必要です。</p> <p>秦野市保健福祉センター条例施行規則 (利用者登録) 第 4 条 条例第 4 条 第 1 項の規定により保健福祉センターの使用の承認を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は、あらかじめ保健福祉センター使用団体登録カード(第 1 号様式)により市長に登録の申請をしなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その申請者が 5 名以上の団体である場合に、利用者登録を行うとともに、利用者登録書(第 2 号様式)を申請者に交付するものとする。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、市長が必要と認めるときは、同項に規定する団体以外の者についても、利用者登録を決定することができる。</p> <p>秦野市保健福祉センター条例 (使用の制限) 第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保健福祉センターの使用を承認しない。</p> <p>(1) 危険物を使用する催しで、災害が発生するおそれがあると認めるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (3) 保健福祉センターの建物又は附属設備若しくは器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (4) 営利を目的とする事業を行うものと認めるとき。ただし、第 6 条の 2 に該当するものは、この限りでない。 (5) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (6) その他市長が管理上支障があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 申請は、仮申請できる日から使用する日の前日（多目的ホールは 3日前）までとしており、迅速に処理できるため。
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-023-08

処 分 の 名 称	保健福祉センターの定期的企業使用の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市保健福祉センター条例	
条 項	第 6 条 の 2	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部地域共生推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 2
基 準	法令基準	<p>保健福祉センターの定期的企業使用の承認は、秦野市保健福祉センター条例第 6 条の 2 及び秦野市保健福祉センター条例施行規則第 10 条の 7 の規定による。</p> <p>秦野市保健福祉センター条例 （定期的企業使用の承認） 第 6 条の 2 市長は、市民の学習、教養等の向上のための教室又は講座を業として行うものに別表の 2 の表に掲げる施設のうち余裕のある部分を規則で定めるところにより定期的に使用させることができる。</p> <p>秦野市保健福祉センター条例施行規則 （定期的企業使用の使用候補者の募集及び選定） 第 10 条の 7 市長は、一定の期間を定めて定期的企業使用の使用候補者（以下「定期使用候補者」という。）を募集するものとする。 2 市長は、前項の規定により応募のあったものを審査し、定期使用候補者を選定するものとする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	14日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-023-09

処 分 の 名 称	保健福祉センターの使用料等の減免	
根拠法令・条例等名	秦野市保健福祉センター条例	
条 項	第 8 条	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部地域共生推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 2
基 準	法令基準	<p>保健福祉センターの使用料等の減免は、秦野市保健福祉センター条例第 8 条及び秦野市保健福祉センター条例施行規則第 11 条の規定による。</p> <p>秦野市保健福祉センター条例施行規則第 11 条                      3 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。                      (1) 本市が事業支援する、社会教育に関係する団体又は公共の団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。                      (2) 本市で活動する、社会福祉に関係する団体、子育て支援に関係する団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人をいう。）が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。                      (3) 前 2 号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するときは、減額し、その額は、使用料に 2 分の 1 を乗じて得た額（50 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50 円を超え 100 円未満の端数が生じたときはその端数を 50 円とする。）とする。                      (4) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するときは、免除する。                      (5) 前号に掲げる高等学校及び大学以外の高等学校又は大学（これらに準じる学校を含む。）が教育活動として使用するときは、減額し、その額は、使用料に 2 分の 1 を乗じて得た額（50 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50 円を超え 100 円未満の端数が生じたときはその端数を 50 円とする。）とする。                      (6) 市内の中学校又は高等学校（これらに準じる学校を含む。）が部活動として使用するときは、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。ただし、この場合において、第 6 条に規定する使用の抽選の申込みをすることはできないものとする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 減免申請は、使用の申請と併せて仮申請できる日から使用する日の前日（多目的ホールは3日前）までとしており、迅速に処理できるため。
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-023-10

処 分 の 名 称		保健福祉センターの使用料等の還付	
根拠法令・条例等名		秦野市保健福祉センター条例	
条 項		第 9 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部地域共生推進課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 2
基 準	法令基準	<p>保健福祉センターの使用料等の還付は、秦野市保健福祉センター条例第 9 条の規定による。</p> <p>秦野市保健福祉センター条例 （使用料等の不還付） 第 9 条 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 市長が、公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。</p> <p>(3) 使用者が、規則で定める期日までに使用の取り消し、又は変更の申出をしたとき。</p> <p>(4) その他市長が相当の理由があると認めるとき。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p>保健福祉センターの使用料等の還付申請は、秦野市保健福祉センター条例施行規則第 10 条第 1 項に規定する。</p> <p>(1) 多目的ホールについては、使用する日の 30 日前まで</p> <p>(2) その他の会議室等については、使用する日の 2 日前まで</p>	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-023-11

処 分 の 名 称	保健福祉センターの特別の設備等の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市保健福祉センター条例	
条 項	第 1 2 条	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部地域共生推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 2
基 準	法令基準	<p>保健福祉センターの特別の設備等の承認は、秦野市保健福祉センター条例第 1 2 条及び秦野市保健福祉センター条例施行規則第 1 5 条 ( 2 ) ( 3 ) ( 5 ) ( 7 ) の規定による。</p> <p>秦野市保健福祉センター条例 (特別の設備等) 第 1 2 条 使用者は、保健福祉センターの使用に当たっては、特別の設備をし、又は既存の設備を変更することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>秦野市保健福祉センター条例施行規則 (使用者等の遵守事項) 第 1 5 条 使用者及び入場者は、保健福祉センター内において次に掲げる事項を守らなければならない。 (2) 承認されたもの以外の施設、附属設備、器具等を使用しないこと。 (3) 承認を受けずに附属設備、器具等を保健福祉センターの外に持ち出さないこと。 (5) 承認を受けずに室内、ロビー、廊下等に張り紙をし、又はくぎ類を打ち込まないこと。 (7) 危険物を持ち込まないこと。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 特別の設備等の申請は、使用の申請と併せて仮申請できる日から 使用する日の前日（多目的ホールは3日前）までとしており、迅 速に処理できるため。
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-023-12

処 分 の 名 称	保健福祉センターの使用の取消し・変更の承認		
根拠法令・条例等名	秦野市保健福祉センター条例施行規則		
条 項	第 10 条 第 2 項		
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部地域共生推進課	
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 2	
基 準	法令基準	<p>保健福祉センターの使用の取消し・変更の承認は、秦野市保健福祉センター条例施行規則第 10 条第 1 項及び第 2 項の規定による。</p> <p>【秦野市保健福祉センター条例施行規則】</p> <p>(使用の取消し及び変更の手続)</p> <p>第 10 条 使用者は、保健福祉センターの使用を取り消し、又は使用時間若しくは使用内容を変更しようとするときは、保健福祉センター使用取消し・変更承認申請書(第 9 号様式)に交付された保健福祉センター施設使用承認通知書及び保健福祉センター使用料等領収書を添えて、次に掲げる期日までに市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 多目的ホールについては、使用する日の 30 日前まで</p> <p>(2) その他の会議室等については、使用する日の 2 日前まで</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その可否を決定し、保健福祉センター使用取消し・変更承認(不承認)通知書(第 10 号様式)により使用者に通知するものとする。この場合において、使用時間又は使用内容の変更を承認したことにより既納の使用料に不足を生じたときは、その不足分を遅滞なく納付させるものとする。</p> <p>【秦野市保健福祉センター条例】</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保健福祉センターの使用を承認しない。</p> <p>(1) 危険物を使用する催しで、災害が発生するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 保健福祉センターの建物又は附属設備若しくは器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 営利を目的とする事業を行うものと認めるとき。ただし、第 6 条の 2 に該当するものは、この限りでない。</p> <p>(5) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(6) その他市長が管理上支障があると認めるとき。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和 8 年 3 月 31 日	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-023-13

処 分 の 名 称	保健福祉センターの使用時間の延長・繰上げの承認	
根拠法令・条例等名	秦野市保健福祉センター条例施行規則	
条 項	第 1 4 条 第 2 項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部地域共生推進課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 3 9 2
基 準	法令基準	<p>保健福祉センターの使用時間の延長・繰上げの承認は、秦野市保健福祉センター条例施行規則第 1 4 条の規定による。</p> <p>秦野市保健福祉センター条例施行規則                      (使用時間の延長又は繰上げ)                      第 1 4 条 使用者が使用時間の延長又は繰上げの承認を受けようとするときは、使用する日の使用時間終了又は使用時間開始の 1 時間前までに、保健福祉センター使用時間延長・繰上承認申請書(第 1 9 号様式)に交付された保健福祉センター施設使用承認通知書及び保健福祉センター使用料等領収書を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請があったときは、直ちに内容を審査のうえ、その可否を決定し、保健福祉センター使用時間延長・繰上承認(不承認)通知書(第 2 0 号様式)により使用者に通知するものとする。この場合において、使用時間の延長又は繰上げを承認したときは、その延長又は繰上げの時間に係る使用料を直ちに納付させるものとする。</p> <p>3 保健福祉センターの使用時間の延長又は繰上げは、1 時間を限度とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和 8 年 3 月 3 1 日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	<p>保健福祉センターの使用時間の延長・繰上げの承認は、秦野市保健福祉センター条例施行規則第14条第2項に規定する。</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請があったときは、直ちに内容を審査のうえ、その可否を決定し、保健福祉センター使用時間延長・繰上承認（不承認）通知書（第20号様式）により使用者に通知するものとする。この場合において、使用時間の延長又は繰上げを承認したときは、その延長又は繰上げの時間に係る使用料を直ちに納付させるものとする。</p>
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-023-14

処 分 の 名 称	保健福祉センターの物品販売行為等の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市保健福祉センター条例施行規則	
条 項	第 17 条	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部地域共生推進課
	電話番号	0463-82-7392
基 準	法令基準	保健福祉センターの物品販売行為等の承認は、秦野市保健福祉センター条例施行規則第17条の規定による。  秦野市保健福祉センター条例施行規則 (物品販売行為等の禁止) 第17条 何人も、保健福祉センターの敷地内において物品の販売、広告、宣伝、寄附募集その他これらに類する行為をすることができない。ただし、市長の承認を受けたときは、この限りでない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 施設使用の取消し、変更に係る処理は申請処理同様、迅速に処理 できるため。
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-025-01

処 分 の 名 称	老人いこいの家の使用の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市老人いこいの家条例	
条 項	第5条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部高齢介護課
	電話番号	0463-86-6583
基 準	法令基準	<p>(使用できるもの)</p> <p>第4条 老人いこいの家を使用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 60歳以上の者</p> <p>(2) 高齢者福祉に関する事業を行うもの</p> <p>(3) その他市長が適当と認めるもの</p> <p>(使用の承認)</p> <p>第5条 老人いこいの家を使用しようとするものは、あらかじめ、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとするときも、また、同様とする。</p> <p>2 市長は、老人いこいの家の使用を承認するに当たっては、使用の目的、範囲、期間その他管理上必要な条件を付することができる。</p> <p>(使用の不承認)</p> <p>第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、老人いこいの家の使用を承認しない。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設又は附属設備若しくは器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) 集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(4) その他管理上支障があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	直ちに
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-025-02

処 分 の 名 称		原状回復義務の免除の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市老人いこいの家条例	
条 項		第 1 9 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	(原状回復義務) 第19条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	直ちに	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-025-03

処 分 の 名 称	広畑ふれあいプラザの使用の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市広畑ふれあいプラザ条例	
条 項	第 4 条 第 1 項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部高齢介護課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<p>(使用できるもの)</p> <p>第3条 ふれあいプラザを使用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する被保険者</p> <p>(2) 市内に在住し、若しくは勤務する個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体で、前条に定めるふれあいプラザの設置目的に係る事業を行うために使用するもの</p> <p>(3) その他市長が適当と認めるもの</p> <p>(使用の承認)</p> <p>第4条 ふれあいプラザを使用しようとするものは、規則で定める期間内に申請をし、市長による使用の承認を受けなければならない。</p> <p>2 市長は、ふれあいプラザの管理及び運営上必要があると認めるときは、前項の使用の承認に条件を付することができる。</p> <p>(使用の制限)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、ふれあいプラザの使用を承認しない。</p> <p>(1) 危険物を使用する催して、災害が発生するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) ふれあいプラザの建物、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4) 営利を目的とする事業を行うものと認めるとき。ただし、第6条の2に該当するものは、この限りでない。</p> <p>(5) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(6) その他市長が管理及び運営上支障があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	直ちに
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-025-04

処 分 の 名 称		定期的企業使用の承認					
根拠法令・条例等名		秦野市広畑ふれあいプラザ条例					
条 項		第 6 条 の 2					
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課				
		電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3				
基 準	法令基準	<p>秦野市広畑ふれあいプラザ条例施行規則                      (定期的企業使用の使用候補者の募集及び選定)                      第7条の3 市長は、一定の期間を定めて定期的企業使用の使用候補者(以下「定期使用候補者」という。)を募集するものとする。                      2 市長は、前項の規定により応募のあったものを審査し、定期使用候補者を選定するものとする</p> <p>別表第 1 (第 7 条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>時間帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学習室 1</td> <td>午後 5 時から午後 9 時 3 0 分まで</td> </tr> </tbody> </table>		対象施設	時間帯	学習室 1	午後 5 時から午後 9 時 3 0 分まで
	対象施設	時間帯					
	学習室 1	午後 5 時から午後 9 時 3 0 分まで					
審査基準	法令基準のとおり						
更新日	令和8年3月31日						
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	1 4 日					
	更新日	令和8年3月31日					
備 考							

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-025-05

処 分 の 名 称	使用料等の還付	
根拠法令・条例等名	秦野市広畑ふれあいプラザ条例	
条 項	第 6 条 の 4	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部高齢介護課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<p>秦野市広畑ふれあいプラザ条例 (使用料等の不還付) 第6条の4 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。 (2) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。 (3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>秦野市広畑ふれあいプラザ条例施行規則 (使用料の還付) 第7条の9 条例第6条の4ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、ふれあいプラザ使用料還付申請書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ、その可否を決定し、ふれあいプラザ使用料還付通知書(第10号様式)又はふれあいプラザ使用料不還付通知書(第11号様式)により使用者に通知するものとする。</p> <p>3 使用料の還付を行う場合の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第6条の4第1号又は第2号に該当するときは、既納の使用料の全額 (2) 条例第6条の4第3号に該当するときは、その都度市長が定める額</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-025-06

処 分 の 名 称	使用料等の減免	
根拠法令・条例等名	秦野市広畑ふれあいプラザ条例	
条 項	第 6 条 の 5	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部高齢介護課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<p>秦野市広畑ふれあいプラザ条例施行規則 (使用料の減免の手続等)</p> <p>第8条 条例第6条の5の規定により使用料の減免を受けようとするものは、ふれあいプラザ使用承認申請書を提出する際に、ふれあいプラザ使用料減免申請書(第12号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ、その可否を決定し、ふれあいプラザ使用料減免承認通知書(第13号様式)又はふれあいプラザ使用料減免不承認通知書(第14号様式)により使用者に通知するものとする。</p> <p>3 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 本市が事業支援する、社会教育に関係する団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。</p> <p>(2) 本市で活動する、社会福祉に関係する団体、子育て支援に関係する団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。</p> <p>(3) 前2号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額(50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。)とする。</p> <p>(4) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するときは、免除する。</p> <p>(5) 前号に掲げる高等学校及び大学以外の高等学校又は大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額(50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。)とする。</p> <p>(6) 市内の中学校又は高等学校(これらに準じる学校を含む。)が部活動として使用するときは、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。ただし、この場合において、第5条に規定する使用の抽選の申込みをすることはできないものとする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	直ちに
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-025-07

処 分 の 名 称		特別の設備等の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市広畑ふれあいプラザ条例	
条 項		第9条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0463-86-6583
基 準	法令基準	(特別の設備等) 第9条 使用者は、ふれあいプラザの使用に当たっては、特別の設備をし、又は既存の設備を変更することができない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	直ちに	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-025-08

処 分 の 名 称	末広ふれあいセンターの使用の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市末広ふれあいセンター条例	
条 項	第 4 条 第 1 項	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部高齢介護課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<p>秦野市末広ふれあいセンター条例 (使用できるもの) 第3条 ふれあいセンターを使用できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する被保険者 (2) 高齢者との世代間交流に参加する児童等 (3) 市内に在住し、若しくは勤務する個人又は市内に事務所若しくは事業所を有する法人その他の団体で、前条に定めるふれあいセンターの設置目的に沿う事業を行うもの (4) その他市長が適当と認めるもの (専用使用の承認) 第4条 ふれあいセンターの施設を専用して使用しようとするものは、市長が別に定める期間内に申請をし、市長による使用の承認を受けなければならない。 2 市長は、ふれあいセンターの管理及び運営上必要があると認めるときは、前項の使用の承認に条件を付することができる。 (使用の制限) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定によるふれあいセンターの使用を承認しない。 (1) 危険物を使用する催し等で、災害が発生するおそれがあると認めるとき。 (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。 (3) ふれあいセンターの建物、附属設備、器具等を損傷するおそれがあると認めるとき。 (4) 営利を目的とする事業を行うものと認めるとき。 (5) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。 (6) その他市長が管理及び運営上支障があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	直ちに
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-025-09

処 分 の 名 称	使用料等の還付	
根拠法令・条例等名	秦野市末広ふれあいセンター条例	
条 項	第 6 条 の 3	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部高齢介護課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 6 - 6 5 8 3
基 準	法令基準	<p>秦野市末広ふれあいセンター条例 (使用料等の不還付) 第6条の3 既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 市長が、公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。</p> <p>(3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>秦野市末広ふれあいセンター条例施行規則 (使用料の還付) 第7条の2 条例第6条の3ただし書の規定により使用料の還付を受けようとするものは、ふれあいセンター使用料還付申請書(第7号様式)を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ、その可否を決定し、ふれあいセンター使用料還付通知書(第8号様式)又はふれあいセンター使用料不還付通知書(第9号様式)により使用者に通知するものとする。</p> <p>3 使用料の還付を行う場合の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第6条の3第1号又は第2号に該当するときは、既納の使用料の全額</p> <p>(2) 条例第6条の3第3号に該当するときは、その都度市長が定める額</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	30日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-025-10

処 分 の 名 称	使用料等の減免	
根拠法令・条例等名	秦野市末広ふれあいセンター条例	
条 項	第6条の4	
所 管 部 課 等	部課等名	福祉部高齢介護課
	電話番号	0463-86-6583
基 準	法令基準	<p>秦野市末広ふれあいセンター条例施行規則第7条の4第3項</p> <p>3 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 本市が事業支援する、社会教育に関係する団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。</p> <p>(2) 本市で活動する、社会福祉に関係する団体、子育て支援に関係する団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。</p> <p>(3) 前2号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額(50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。)とする。</p> <p>(4) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するときは、免除する。</p> <p>(5) 前号に掲げる高等学校及び大学以外の高等学校又は大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額(50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。)とする。</p> <p>(6) 市内の中学校又は高等学校(これらに準じる学校を含む。)が部活動として使用するときは、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。ただし、この場合において、第2条の2に規定する使用</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	直ちに
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-025-11

処 分 の 名 称		特別の設備等の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市末広ふれあいセンター条例	
条 項		第9条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部高齢介護課
		電話番号	0463-86-6583
基 準	法令基準	(特別の設備等) 第9条 使用者及び入場者(施設を供用して使用する者。以下同じ。)は、ふれあいセンターの使用に当たっては、特別の設備をし、又は既存の設備を変更することができない。ただし、あらかじめ市長の承認を受けたときは、この限りでない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	直ちに	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-025-12

処 分 の 名 称		介護保険料の徴収猶予	
根拠法令・条例等名		秦野市介護保険条例	
条 項		第9条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>秦野市介護保険法第9条のとおり</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認めるときは、納付義務者の申請に基づいて、その納付することができないと認められる金額を限度として、6か月以内の期間に限り、その徴収を猶予することができる。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したとき。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が事業又は業務の休止又は廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が干ばつ、冷害等による凶作その他これに類する理由により著しく減少したとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる理由に類するものと認められる理由が生じたとき。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-025-13

処 分 の 名 称		介護保険料の減免	
根拠法令・条例等名		秦野市介護保険条例	
条 項		第10条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部 高齢介護課
		電話番号	0463-82-9616
基 準	法令基準	<p>第10条のとおり</p> <p>市長は、前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認める者の保険料を減免する</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。</p> <p>(2) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことによりその者の収入が著しく減少したとき。</p> <p>(3) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が事業又は業務の休止又は廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したとき。</p> <p>(4) 第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が干ばつ、冷害等による凶作その他これに類する理由により著しく減少したとき。</p> <p>(5) 前各号に掲げる理由に類するものと認められる理由が生じたとき。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	30日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-026-01

処 分 の 名 称		秦野市在宅障害者福祉手当の支給の決定	
根拠法令・条例等名		秦野市在宅障害者福祉手当支給条例	
条 項		第 5 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0463-82-7616
基 準	法令基準	<p>(手当支給の申請)</p> <p>第5条 手当の支給を受けようとする者は、文書により市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査して手当の支給の可否を決定し、申請をした者に文書により通知するものとする。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 (速やかに処理しなければならないため)	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-026-02

処 分 の 名 称		秦野市特別支援学校等在学者福祉手当の支給の認定	
根拠法令・条例等名		秦野市特別支援学校等在学者福祉手当支給条例	
条 項		第 5 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 6 1 6
基 準	法令基準	(申請及び認定) 第5条 手当の支給を受けようとする者は、市長に書面により申請し、その認定を受けなければならない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 (速やかに処理しなければならないため)	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-026-03

処 分 の 名 称		秦野市重度障害者医療費の助成の決定	
根拠法令・条例等名		秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例	
条 項		第 6 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 6 1 6
基 準	法令基準	<p>(医療証の申請等)</p> <p>第6条 対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、加入医療保険を証する書類その他の規則で定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。この場合において、対象者が申請することができない事情にあるときは、その対象者の保護者(対象者を現に扶養する者で、生計を一つにするものをいう。)が代わって申請することができる。</p> <p>2 市長は、前項に規定する申請の内容を審査し、対象者であることを示す証明書(以下「医療証」という。)を交付するものとする。</p> <p>3 医療証の交付を受けた者は、医療証を医療機関等において医療を受ける際に提示するものとする。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (速やかに処理しなければならないため)	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-026-04

処 分 の 名 称		秦野市重度障害者医療証の再交付	
根拠法令・条例等名		秦野市重度障害者医療費の助成に関する条例施行規則	
条 項		第 9 条	
所 管 部 課 等		部課等名	福祉部障害福祉課
		電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 7 6 1 6
基 準	法令基準	(医療証の再交付) 第9条 受給者は、医療証を破損し、又は失ったときは、医療証再交付申請書(第5号様式)により、市長に再交付を申請するものとする。 2 医療証を破損した場合の前項の申請には、同項の申請書にその医療証を添えなければならない。 3 受給者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、直ちにこれを市長に返還しなければならない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 (速やかに処理しなければならないため)	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-028-01

処 分 の 名 称	医療証の交付	
根拠法令・条例等名	秦野市子ども医療費の助成に関する条例	
条 項	第6条第2項	
所 管 部 課 等	部課等名	子ども健康部子ども政策課
	電話番号	0463-82-9607
基 準	法令基準	<p>秦野市子ども医療費の助成に関する条例 (対象者) 第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「対象者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。 (1) 子どもを養育している者であって、その養育する子どもの疾病又は負傷について、規則で定める医療保険各法(以下「医療保険各法」という。)の規定により医療に関する給付が行われたもの (2) 自ら生計を維持している子どもであって、その疾病又は負傷について、医療保険各法の規定により医療に関する給付が行われたもの 2 前項の疾病又は負傷には、次の各号のいずれかに該当する子どもに係る疾病又は負傷を含まない。 (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定により医療の扶助を受けている世帯に属する子ども (2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定による措置により医療を受給している子ども (3) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる子ども (医療証交付の申請等) 第6条 対象者は、医療費の助成を受けようとするときは、加入医療保険を証明する書類その他の規則で定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、引き続き医療費の助成を受けようとする対象者については、申請を省略させることができる。 2 市長は、前項本文の規定による申請の内容を審査し、対象者が養育する子どもであることを示す証明書(以下「医療証」という。)を交付するものとする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	14日
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-028-02

処 分 の 名 称		医療助成費の支給	
根拠法令・条例等名		秦野市子ども医療費の助成に関する条例	
条 項		第5条	
所 管 部 課 等		部課等名	子ども健康部子ども政策課
		電話番号	0463-82-9607
基 準	法令基準	<p>(助成の方法)</p> <p>第5条 医療費の助成は、子どもが病院若しくは診療所又は薬局等(以下「医療機関等」という。)で医療を受けた場合に、市長がその医療機関等に対し、助成費を支払うことにより行うものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、規則で定める理由により対象者が医療機関等に医療費を支払ったときは、その対象者に対し、助成費を支給するものとする。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	60日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-028-03

処 分 の 名 称	ひとり親家庭等医療助成費の支給	
根拠法令・条例等名	秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例	
条 項	第 6 条	
所 管 部 課 等	部課等名	こども健康部こども政策課
	電話番号	0 4 6 3 - 8 2 - 9 6 0 7
基 準	法令基準	(助成の方法) 第6条 医療費の助成は、対象者が病院若しくは診療所又は薬局等(以下「医療機関等」という。)で医療を受けた場合に、市長がその医療機関等に対し、助成費を支払うことにより行うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、規則で定める理由により対象者が医療機関等に医療費を支払ったときは、ひとり親等に対し、助成費を支給するものとする。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	6 0 日
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-028-04

処 分 の 名 称		福祉医療証の交付	
根拠法令・条例等名		秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例	
条 項		第 7 条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども政策課
		電話番号	0463-82-9607
基 準	法令基準	<p>(医療証の申請等)</p> <p>第7条 ひとり親等は、医療費の助成を受けようとするときは、加入医療保険を証する書類その他の規則で定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項に規定する申請の内容を審査し、対象者であることを示す証明書(以下「医療証」という。)を交付するものとする。</p> <p>3 医療証の交付を受けた者は、医療証を医療機関等において医療を受ける際に提示するものとする。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	60日	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

## 秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者であって、規則で定める医療保険各法（以下「医療保険各法」という。）による被保険者、加入者、組合員又はこれらの者の被扶養者であるものとする。

- (1) ひとり親家庭の父又は母及び児童
- (2) 養育している者及びその者が扶養する前条第1項第3号に規定する児童

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としな

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により医療の扶助を受けている世帯に属する者
- (2) 児童福祉法の規定による措置により医療を受給している者
- (3) 規則で定める医療費助成事業により医療費の助成を受けることができる者

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としな

- (1) 対象者の属するひとり親家庭等の父又は母及び養育している者（以下「ひとり親等」という。）の前々年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びにそのひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前々年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上のとき。
- (2) ひとり親等の配偶者の前々年の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの前々年の所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上のとき。

2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則で定めるところによる。

3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(医療証の申請等)

- 第7条 ひとり親等は、医療費の助成を受けようとするときは、加入医療保険を証する書類その他の規則で定める書類を添付して、市長に申請しなければならない。
- 2 市長は、前項に規定する申請の内容を審査し、対象者であることを示す証明書（以下「医療証」という。）を交付するものとする。
  - 3 医療証の交付を受けた者は、医療証を医療機関等において医療を受ける際に提示するものとする。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-029-01

処 分 の 名 称		延長保育の利用の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市立認定こども園条例施行規則	
条 項		第5条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部保育こども園課
		電話番号	0463-82-9606
基 準	法令基準	(延長保育の対象とする子ども) 第3条 条例第9条第1項第1号に掲げる事業として認定こども園において行う保育(以下「延長保育」という。)の対象とする子どもは、秦野市保育所等における保育の実施基準等を定める条例施行規則(昭和62年秦野市規則第13号)第4条の規定により保育所における保育の実施を承諾している児童のうち、保護者の就労形態、通勤時間等やむを得ない事情により、延長保育が必要と認められるものとする。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定 保護者が利用当日に申請(電話連絡等)する場合があります、急な対応が必要となるため	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-029-02

処 分 の 名 称	一時預かり事業・幼稚園型一時預かり事業の利用の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市立認定こども園条例施行規則	
条 項	第11条第1項・第2項	
所 管 部 課 等	部課等名	こども健康部 保育こども園課
	電話番号	0463-82-9606
基 準	法令基準	<p>(一時預かり事業の対象とする子ども)</p> <p>第9条</p> <p>2 一般型一時預かり事業の対象とする子どもは、一時的に保育が必要となる子どもで、その子どもの常時保育をしている者(秦野市保育所等における保育の実施基準等を定める条例(平成26年秦野市条例第19号)第2条の規定による保育の実施の対象とならない者に限る。)が次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 就労形態等により家庭における育児が断続的に困難であるとき。</p> <p>(2) 傷病、入院等によるとき。</p> <p>(3) 育児疲れ解消等の理由があるとき。</p> <p>3 幼稚園型一時預かり事業の対象とする子どもは、条例第4条に定める認定こども園に在園する園児(教育の利用に限る。)とする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定 利用の予約を随時受け付けており、迅速に処理(承認)をする必要があるため
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-029-03

処 分 の 名 称		保育所等の変更の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市保育所等における保育の実施基準等を定める条例施行規則	
条 項		第10条第1項	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部保育こども園課
		電話番号	0462-82-9606
基 準	法令基準	保育所等の変更を希望する保護者は、保護者のいずれもが秦野市保育所等における保育の実施基準等を定める条例第2条のいずれかに該当する場合に転園希望届を提出することができるが、保育所等利用調整基準に基づき、児童福祉法第24条第3項に規定する調整を経て、変更の決定を行う。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	保育所等の変更を希望する月の前月10日までに転園希望届を提出し、保育所等の変更を希望する月の前月20日頃までに決定する。	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-031-01

処 分 の 名 称		児童ホームの入室の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市放課後児童ホームに関する条例	
条 項		第9条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども育成課
		電話番号	0463-86-6310
基 準	法令基準	秦野市放課後児童ホームに関する条例第9条に規定するとおり。 児童ホームに入室を希望する児童の保護者は、あらかじめ、市長に申込みをし、その承認を受けなければならない。ただし、拡大開室時間帯のうち午後6時から午後7時までの間の利用を希望する者で、緊急その他のやむを得ない理由があるものについては、この限りでない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	入室日の10日前	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-031-02

処 分 の 名 称	利用料の減免	
根拠法令・条例等名	秦野市放課後児童ホームに関する条例	
条 項	第11条	
所 管 部 課 等	部課等名	こども健康部こども育成課
	電話番号	0463-86-6310
基準	法令基準	<p>秦野市放課後児童ホームに関する条例第11条のとおり 市長は、規則で定めるところにより前条に規定する利用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>秦野市放課後児童ホームに関する条例施行規則 (利用料の減免) 第8条 利用料(条例第10条第2項第2号に規定する拡大開室時間帯に係る利用料を除く。)は、次の各号の区分に従い、それぞれの各号に定める額を減免する。この場合において、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。</p> <p>(1) 入室する児童の属する世帯が生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく扶助を受けているとき。 利用料の全額</p> <p>(2) 入室する児童の属する世帯の世帯員全て(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第8号に規定する扶養親族であるその児童と同居していない者を含む。次号において同じ。)における前年度分の市町村民税が非課税のとき。 利用料の全額</p> <p>(3) 入室する児童の属する世帯の世帯員全てにおける前年度分の市町村民税所得割額が非課税のとき。 利用料の額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(4) 入室する児童を養育する者が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)に規定する児童扶養手当を受給しているとき又は入室する児童が秦野市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例(平成8年秦野市条例第23号)に規定する医療費の助成を受けているとき。 利用料の額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>(5) 1世帯につき2人以上の児童が入室しているとき。 2人目以降の児童1人当たりその児童の利用料の額に2分の1を乗じて得た額</p>

基準	法令基準	<p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。その都度市長が定める割合を乗じて得た額</p> <p>2 前項第1号から第4号まで及び第6号の規定により利用料の減免を受けようとする保護者は、児童ホーム利用料減免申込書(第5号様式)に減免の理由が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、前項第4号の規定によるときは、児童扶養手当証書の写し又は福祉医療証の写しを添付するものとする。</p> <p>3 市長は、前項の児童ホーム利用料減免申込書の提出があったときは、減免の可否を決定し、児童ホーム利用料減免通知書(第6号様式)によりその保護者に通知するものとする。</p> <p>4 利用料の減免を受けた保護者は、その理由が消滅したときは、直ちに児童ホーム利用料減免理由消滅届(第7号様式)を、市長に提出しなければならない。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標準処理期間	期間 (未設定の場合はその理由)	申請から10日程度
	更新日	令和8年3月31日
備考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-031-03

処 分 の 名 称		利用料の還付
根拠法令・条例等名		秦野市放課後児童ホームに関する条例
条 項		第12条
所 管 部 課 等		部課等名 こども健康部こども育成課
		電話番号 0463-86-6310
基 準	法令基準	秦野市放課後児童ホームに関する条例第12条のとおり 既に納付された利用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	還付発生から10日程度
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		12-031-04
処 分 の 名 称	児童館の使用の承認（変更承認）	
根拠法令・条例等名	秦野市児童館条例	
条 項	第3条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	こども健康部こども育成課
	電話番号	0463-86-6310
基 準	法令基準	秦野市児童館条例第3条第1項のとおり 児童館の施設を専用して使用しようとするものは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	即日対応
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-031-05

処 分 の 名 称		特別の設備等の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市児童館条例	
条 項		第7条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども育成課
		電話番号	0463-86-6310
基 準	法令基準	秦野市児童館条例第7条のとおり 使用者は、児童館を使用するため特別の設備をし、又は備付けの設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請から10日程度	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		12-031-06
処 分 の 名 称	曲松児童センターの使用の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市曲松児童センター条例	
条 項	第4条第1項	
所 管 部 課 等	部課等名	こども健康部こども育成課
	電話番号	0463-86-6310
基 準	法令基準	秦野市曲松児童センター条例第4条第1項のとおり 児童センターの施設を専用して使用しようとするものは、市長が別に定める期間内に申請をし、市長による使用の承認を受けなければならない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	即日対応
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-031-07

処 分 の 名 称		使用料等の還付
根拠法令・条例等名		秦野市曲松児童センター条例
条 項		第8条
所 管 部 課 等		部課等名 こども健康部こども育成課
		電話番号 0463-86-6310
基 準	法令基準	<p>秦野市曲松児童センター条例第8条のとおり</p> <p>既納の使用料等は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 児童センターの使用の承認を受けたもの（以下「使用者」という。）の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 市長が、公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。</p> <p>(3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	還付発生から10日程度
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-031-08

処 分 の 名 称	使用料の減免	
根拠法令・条例等名	秦野市曲松児童センター条例	
条 項	第9条	
所 管 部 課 等	部課等名	こども健康部こども育成課
	電話番号	0463-86-6310
基 準	法令基準	<p>秦野市曲松児童センター条例第9条のとおり 市長は、規則で定めるところにより使用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <p>秦野市曲松児童センター条例施行規則 (使用料の減免の手続等) 第12条 条例第9条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、第5条の使用申請書を提出する際に、児童センター使用料減免申請書(第15号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。</p> <p>2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ、その可否を決定し、児童センター使用料減免承認通知書(第16号様式)又は児童センター使用料減免不承認通知書(第17号様式)により使用者に通知するものとする。</p> <p>3 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 本市が事業支援する、社会教育に関係する団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。</p> <p>(2) 本市で活動する、青少年団体、青少年育成団体、社会福祉に関係する団体、子育て支援に関係する団体、ボランティア団体又は特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するときは、免除する。</p> <p>(3) 前2号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額(50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。)とする。</p> <p>(4) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するときは、免除する。</p> <p>(5) 前号に掲げる高等学校及び大学以外の高等学校又は大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するときは、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額(50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。)とする。</p> <p>(6) 市内の中学校又は高等学校(これらに準じる学校を含む。)が部活動として使用するときは、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日

標準 処理 期間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請から10日程度
	更 新 日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-031-09

処 分 の 名 称	曲松児童センターの特別の設備等の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市曲松児童センター条例	
条 項	第12条	
所 管 部 課 等	部課等名	こども健康部こども育成課
	電話番号	0463-86-6310
基 準	法令基準	秦野市曲松児童センター条例第12条のとおり 使用者は、児童センターの使用に当たり、特別の設備をし、又は備付けの設備を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	申請から10日程度
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-031-10

処 分 の 名 称		使用の承認及び不承認	
根拠法令・条例等名		はだのこども館条例	
条 項		第6条及び第7条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部こども育成課
		電話番号	0463-86-6270
基 準	法令基準	<p>【承認】 使用目的が「はだのこども館利用団体登録票」に記載の活動内容と合致している。</p> <p>【不承認】 条例第7条各号の規定のとおり</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3) もっぱら営利を目的とする事業を行うものと認めるとき。</p> <p>(4) 集团的又は常習的に暴力その他不法行為を行なうおそれがある組織の利益になると認めるとき。</p> <p>(5) その他管理及び運営上支障があると認めるとき。</p>	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定</p> <p>※ ほとんどの場合、インターネットによる仮申請の時点で使用目的等の内容把握ができており、本申請時には、申請書（施設予約システムから仮申請の内容で出力される）の提出後、即時に承認書を交付している。</p>	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-032-01

処 分 の 名 称	中野健康センターの使用の承認	
根拠法令・条例等名	秦野市中野健康センター条例	
条 項	第4条	
所 管 部 課 等	部課等名	こども健康部健康づくり課
	電話番号	0463-82-9603
基 準	法令基準	<p>トレーニング室等の使用については、施設利用希望者の申請又は使用料の支払いにおいて、実施されるものであるため、審査基準を設けていない。</p> <p>(トレーニング室等の使用の承認等)</p> <p>第4条 トレーニング室の使用に係る市長による承認は、その使用料の納付があったときに行われたものとする。</p> <p>2 多目的室、和室、コミュニティ保育室、運動広場又は自由広場(以下「多目的室等」という。)を専用して使用しようとするものは、規則で定める期間内に申請をし、市長による承認を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、中野健康センターの管理及び運営上必要があると認めるときは、前項の使用の承認に条件を付することができる。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	施設利用日に効力が生じるため、期間を定めていない。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 I

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-032-02

処 分 の 名 称		使用料等の減免
根拠法令・条例等名		秦野市中野健康センター条例
条 項		第7条
所 管 部 課 等		部課等名 こども健康部健康づくり課
		電話番号 0463-82-9603
基 準	法令基準	秦野市中野健康センター条例施行規則第8条第3項の減免基準に基づき実施 別紙参照
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	減免については都度対応するもので期日を定めていない。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

(使用料の減免の手續等)

第8条 条例第7条の規定により使用料の減免を受けようとするものは、第4条の中野健康センター使用承認申請書を提出する際に、中野健康センター使用料減免申請書(第3号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があったときは、その内容を審査のうえ、その可否を決定し、中野健康センター使用料減免承認(不承認)通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

3 使用料の減免の基準は、次に定めるとおりとする。

(1) 本市が事業支援する、社会教育に係る団体又は公共的団体が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するとき、免除する。

(2) 本市で活動する、社会福祉に係る団体、子育て支援に係る団体、ボランティア団体、特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。)又は地元自治会が、その運営に係る会議又は公益性のある事業のために使用するとき、免除する。

(3) 前2号に掲げる事業以外で、本市が共催する事業のために使用するとき、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額(50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。)とする。

(4) 市内の高等学校又は本市と提携事業を実施する大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するとき、免除する。

(5) 前号に掲げる高等学校及び大学以外の高等学校又は大学(これらに準じる学校を含む。)が教育活動として使用するとき、減額し、その額は、使用料に2分の1を乗じて得た額(50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円を超え100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする。)とする。

(6) 市内の中学校又は高等学校(これらに準じる学校を含む。)が部活動として使用するとき、顧問等の引率がある場合に限り、免除する。

- (7) 国又は他の地方公共団体が主催して使用するときは、免除する。
- (8) 健康増進の普及、啓発その他公益上の目的で使用するときは、免除する。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-032-03

処 分 の 名 称		使用料等の還付
根拠法令・条例等名		秦野市中野健康センター条例
条 項		第8条
所 管 部 課 等		部課等名 こども健康部健康づくり課
		電話番号 0463-82-9603
基 準	法令基準	秦野市中野健康センター条例第8条のただし書き  (1) 使用者の責めによらない理由により使用することができなくなったとき。 (2) 市長が、公益上その他やむを得ない理由により使用の承認を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは変更させたとき。 (3) その他市長が相当の理由があると認めるとき。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	秦野市中野健康センター条例第8条のただし書きのみ還付しているため、期間を定めていない。
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-032-04

処 分 の 名 称		特別の設備等の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市中野健康センター条例	
条 項		第12条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部健康づくり課
		電話番号	0463-82-9603
基 準	法令基準	あらかじめ市長の承認を受けた場合	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更 新 日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	既存の設備を使用し施設利用するのが原則のため、審査基準を設けていない。	
	更 新 日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-032-05

処 分 の 名 称		使用の取消し・変更の承認	
根拠法令・条例等名		秦野市中野健康センター条例施行規則	
条 項		第9条及び第10条	
所 管 部 課 等		部課等名	こども健康部健康づくり課
		電話番号	0463-82-9603
基 準	法令基準	使用者が申し込んだ内容について、取消し及び変更をするため、審査基準は設定していない。	
	審査基準	法令基準のとおり	
	更新日	令和8年3月31日	
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	使用する日の前日まで	
	更新日	令和8年3月31日	
備 考			

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		12-032-06
処 分 の 名 称		使用時間の延長・繰上げの承認
根拠法令・条例等名		秦野市中野健康センター条例施行規則
条 項		第11条第2項
所 管 部 課 等		部課等名 こども健康部健康づくり課
		電話番号 0463-82-9603
基 準	法令基準	使用者が申し込んだ内容について、延長及び繰上げがあった場合に申請するものであるため、審査基準は設定していない。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	使用する日の使用時間終了又は使用時間開始の1時間前まで
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

		12-033-01
処 分 の 名 称		井戸設置の許可
根拠法令・条例等名		秦野市地下水保全条例
条 項		第39条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 環境共生課
		電話番号 0463-82-9618
基 準	法令基準	秦野市地下水保全条例第39条及び秦野市地下水保全条例施行規則第19条から第23条まで 内容は別紙のとおり(別添:様式1別紙【(井戸設置の許可)】)
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	申請書が提出された日の翌日から起算して60日以内
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

○秦野市地下水保全条例

(井戸設置の禁止)

第 39 条 土地を所有し、又は占有する者は、その土地に井戸を設置することができない。ただし、規則で定める理由により市長の許可を受けたときは、この限りでない。

2 市長は、前項ただし書の許可をしようとするときは、第 64 条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、第 1 項ただし書の許可をしようとするときは、この条例の目的を実現するために必要と認める条件を付することができる。

○秦野市地下水保全条例施行規則

(井戸設置の許可要件)

第 19 条 条例第 39 条第 1 項ただし書の規定により定める理由は、次に掲げるとおりとする。

(1) 水道水その他の水を用いることが困難なこと。

(2) その他井戸を設置することについて市長が特に必要と認めるとき。

(井戸設置の許可申請の手続)

第 20 条 条例第 39 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した井戸設置許可申請書(第 20 号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

(2) 井戸の設置場所

(3) 地下水の使用目的

(4) 1 日当たりの最大揚水予定量及び年間揚水予定日数

2 井戸設置許可申請書には、次に掲げる図書を添付するものとする。

(1) 井戸設置場所の案内図

(2) 地下水の利用系統図

(3) 地下水の合理的な使用及び節水並びに節水に有効な施設の設置等を記載した地下水節水計画書(第 21 号様式)

(4) 地下水人工涵(かん)養に協力する雨水浸透施設の設置及び緑地の確保並びに間接涵(かん)養事業への参加等を記載した地下水涵(かん)養計画書(第 22 号様式)

(5) 地下水管理者届書(第 23 号様式。1 日当たりの揚水予定量が 20 立方メートル以上のものに限る。)

(井戸設置の許可又は不許可に係る標準処理期間)

第 21 条 井戸設置許可申請書が提出されてからその申請に対する許可又は不許可の処分をするまでに通常要すべき標準的な期間は、その申請書が提出された日の翌日から起算して 60 日を経過する日とする。

(井戸設置の許可条件)

第22条 条例第39条第3項の規定により市長が付することができる条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 井戸設置者は、井戸に量水器を設置し、適正に維持管理すること。
- (2) 井戸設置者は、四半期ごとに、地下水利用報告書(第24号様式)により、地下水揚水量を市長に報告すること。
- (3) 井戸設置者は、条例第43条第2項の規定による変更の届出をしようとするときは、事前に市長と協議すること。

(井戸設置の許可又は不許可の通知)

第23条 市長は、井戸設置の許可の申請について、許可又は不許可の処分をするときは、その申請をした者に対して、井戸設置許可(不許可)決定通知書(第25号様式)により通知しなければならない。この場合において、不許可の処分をするときは、同時に、その処分の理由を明記しなければならない。

様式 1

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-033-02

処 分 の 名 称		浄化事業の終了の承認
根拠法令・条例等名		秦野市地下水保全条例
条 項		第33条第1項
所 管 部 課 等		部課等名 環境産業部環境共生課
		電話番号 0463-82-9618
基 準	法令基準	(浄化事業の終了) 第33条 関係事業者又は措置実施者は、浄化事業を終了しようとするときは、規則で定めるところにより市長に申し出て、その承認を受けなければならない。 2 市長は、前項の承認をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-033-03

処 分 の 名 称	浄化事業の計画の承認（変更承認）	
根拠法令・条例等名	秦野市地下水保全条例	
条 項	第30条第1項・第2項	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部環境共生課
	電話番号	0463-82-9618
基 準	法令基準	<p>(浄化事業の計画の承認)</p> <p>第30条 第28条第2項の規定による指定を受けた関係事業者は、その指定を受けた日から3か月以内(措置実施者は、規則で定める日まで)に、規則で定めるところにより浄化事業の計画を定め、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 関係事業者又は措置実施者は、前項の承認を受けた場合において、その計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより浄化事業の変更計画を定め、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、前2項の承認をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合は その理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

12-033-04

処 分 の 名 称	詳細調査の計画の承認（変更承認）	
根拠法令・条例等名	秦野市地下水保全条例	
条 項	第25条第1項・第2項	
所 管 部 課 等	部課等名	環境産業部環境共生課
	電話番号	0463-82-9618
基 準	法令基準	<p>(詳細調査の計画の承認)</p> <p>第25条 第23条第2項の規定による指定を受けた関係事業者は、その指定を受けた日から3か月以内(措置実施者は、規則で定める日まで)に、規則で定めるところにより詳細調査の計画を定め、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 関係事業者又は措置実施者は、前項の承認を受けた場合において、その計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより詳細調査の変更計画を定め、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>3 市長は、前2項の承認をしようとするときは、第64条に規定する秦野市地下水保全審議会の意見を聴くものとする。</p>
	審査基準	法令基準のとおり
	更新日	令和8年3月31日
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	未設定
	更新日	令和8年3月31日
備 考		